



ハス

村上会計だより

編集 発行人
村上税理士事務所
税理士 村上 行雄
税理士 村上 愼一
〒933-0843
高岡市永楽町1-2
TEL 0766(24)2030(代)
FAX 0766(24)2160
<http://murakami.zei-mu.com>

7月 (文月) JULY
20日・海の日

日	月	火	水	木	金	土
.	.	.	1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

ワンポイント 窓の改修がポイントとなる 住宅リフォーム減税

居住用家屋に対して省エネ改修工事を行った場合には、一定条件のもと所得税の税額控除の適用が受けられますが、全ての居室の窓全部の改修工事が必須となりますので、たとえば床断熱工事をする場合は、窓の改修工事も併せて行わないと減税が適用されません。

7月の税務と労務

- 国 税 / 6月分源泉所得税の納付 7月10日
- 国 税 / 納期の特例を受けた源泉所得税(1月~6月分)の納付 7月10日
- 国 税 / 所得税予定納税額の減額承認申請 7月15日
- 国 税 / 所得税予定納税額第1期分の納付 7月31日
- 国 税 / 5月決算法人の確定申告(法人税・消費税等)、11月決算法人の中間申告 7月31日
- 国 税 / 8月、11月、2月決算法人の消費税の中間申告(年3回の場合) 7月31日
- 地方税 / 固定資産税(都市計画税)第2期分の納付
市町村の条例で定める日
- 労 務 / 社会保険の報酬月額算定基礎届 7月10日
- 労 務 / 労働保険料(概算・確定)申告書の提出・
(全期・1期分)の納付 7月10日
- 労 務 / 障害者・高齢者雇用状況報告 7月15日
- 労 務 / 労働者死傷病報告(4月~6月分) 7月31日

企業からみたセクハラ対策

改正男女雇用機会均等法の留意点

セクシャルハラスメント（セクハラ）によってダメージを受けるのは被害者のみならず、加害者も取り返しのつかないダメージを受けます。企業も社内でおきたセクハラにきちんと対応しないと使用者責任を問われます。

センセーショナルな二つの事件

セクハラは、日本では二つの事件が切っ掛けで社会に浸透したとされます。

一九八六年に起きた西船橋駅ホーム転落死事件で被告の女性を支援する女性団体がセクハラという言葉を使い出しました。泥酔した都立高校体育教師が、たまたま駅で居合わせた女性にしつこく絡み、それを振り払おうとして女性が高校教師の胸を

押したところ、教師は線路に転落、入線してきた電車にひかれて死亡したという事件です。しかしこのときは偶発的な事件ということもあってセクハラという概念も言葉もあまり拡がらなかったようです。

一九八九年に福岡県の出版社に勤務していた女性が上司を相手取りセクハラを理由とした日本初の民事裁判を起こしました。職場を舞台にした上司と部下との間で起きた事件ということで普遍性があり、これまで日本の職場でセクハラと意識されず、何気なく行われてきた女性に対する行為や発言がセクハラになるのかといった身近な話題となり、テレビや雑誌で盛んに取り扱われました。

こうして、一九八九年の流行語大賞の新語部門・金賞を「セクシャルハラスメント」が受賞。

授賞式で表彰されたのは、二年前の一九八七年に裁判を終えている西船橋駅ホーム転落死事件の弁護士でした。これは一九八九年の流行語のきっかけとなった福岡県のセクハラ訴訟が当時は係争中で決着していなかったためです。

損害賠償額も高額化

セクハラ事件の損害賠償請求というとその金額の大きいです。

一九九六年のアメリカ三菱自動車を相手取って起こされたセクハラ損害賠償請求は、当時の日本円にして約二二〇億円（約三四億円で和解）でした。

その後、二〇〇六年、北米トヨタ自動車の元社長秘書（日本人女性）が、同社社長（日本人男性）によるセクハラと同社の

対応の不備に対して両者等に当時の日本円にして約二一四億円の損害賠償請求訴訟を起こした事例があります。最終的にトヨタ側から巨額の和解金が支払われました。

日本でのリーディングケースとして有名な「福岡セクハラ事件」では、損害賠償請求額は三六七万円（慰謝料三〇〇万円、弁護士費用六七万円）に対し、認められたのは、一六五万円（慰謝料一五〇万円、弁護士費用一五万円）でした。

ところが平成十年頃から、しだいに金額も高額化し一、〇〇〇万円を越す請求が増えてきました。

平成十一年の大阪府知事による女子大生に対するセクハラ事件では、一、五〇〇万円が請求され、被告に一、一〇〇万円を支払うことが命じられました。この金額は、現在に至るまでセクハラ事件の最高の賠償額です。

セクハラ対策は事業主の雇用管理の配慮義務

セクハラは、被害を受けた従

業員の尊厳が傷つけられただけでなく、企業にとつても社会的評価の低下につながります。

注目すべき法律は男女雇用機会均等法の改正です。

改正前の均等法では、その第二条にセクハラの防止のために事業主は「雇用上必要な配慮をしなければならぬ」と規定され、セクハラのない職場にするために事業主が配慮すべき事項として、厚生労働大臣の指針が示されていましたが、現実にはセクハラの防止や事後処理なども含めきちんと対応できていないのが現状でした。

そこで今回の均等法の改正に伴い「配慮」からより踏み込んだ「措置義務」がとられることになり、事業主は具体的にセクハラ防止対策を講ずることと問題が起きた場合に事後対策を実施することが義務付けられました。

改正均等法の第一条第二項の「事業主が（雇用上）講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針を定める」ということを受けて厚生労働大臣の指針と

して次の四点をあげています。

事業主の方針の明確化およびその周知・啓発

相談・苦情に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備

事後の迅速かつ適切な対応からとあわせて講ずべき措置として九項目の具体的な指針が盛り込まれています。

必要な措置を講じず、是正指導にも応じなければ企業名を公表するなど企業により強くセクハラ対策を促したものと見えま

す。
セクハラ対策で、企業が講ずべき九項目の指針（厚生労働省「雇用における男女の均等な機会と待遇の確保のために」より）

(1) 職場におけるセクシャルハラスメントの内容及び職場におけるセクシャルハラスメントがあってはならない旨の方針を明確化し、管理・監督者を含む労働者に周知・啓発すること。

(2) 職場におけるセクシャルハラスメントに係る性的な言動を行った者については、厳正

に対処する旨の方針及び対処の内容を就業規則その他の職場における服務規律等を定めた文書に規定し、管理・監督者を含む労働者に周知・啓発すること。

(3) 相談への対応のための窓口（相談窓口）をあらかじめ定めること。

(4) 相談窓口の担当者が、相談に対し、その内容や状況に適切に対応できるようにすること。

また、相談窓口においては、職場におけるセクシャルハラスメントが現実に生じている場合だけでなく、その発生のおそれがある場合や、職場におけるセクシャルハラスメントに該当するか否か微妙な場合であっても、広く相談に対応し、適切な対応を行うようにすること。

(5) 事案に係る事実関係を迅速かつ正確に確認すること。

(6) 職場におけるセクシャルハラスメントが生じた事実が確認できた場合においては、行為者に対する措置及び被害者に対する措置をそれぞれ適正

に行うこと。

(7) 改めて職場におけるセクシャルハラスメントに関する方針を周知・啓発する等の再発防止に向けた措置を講ずること。なお、職場におけるセクシャルハラスメントが生じた事実が確認できなかった場合においても、同様の措置を講ずること。

(8) 職場におけるセクシャルハラスメントに係る相談者・行為者等の情報は当該相談者・行為者等のプライバシーに属するものであることから、相談への対応又は当該セクシャルハラスメントに係る事後の対応に当たっては、相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講ずるとともに、その旨を労働者に対して周知すること。

(9) 労働者が職場におけるセクシャルハラスメントに関し相談をしたこと又は事実関係の確認に協力したこと等を理由として、不利益な取扱いを行うってはならない旨を定め、労働者に周知・啓発すること。

団塊世代の定年後の生活実態は

団塊世代の大量退職が社会問題にまでなっていて、早2年が経とうとしています。そんな団塊の人たち(男性)の定年後の暮らしぶりに関するアンケート調査があります。

現在60歳前後の人たちが団塊世代ですが、昨今の景気後退は、当然定年後のおサイフにも響きます。定年1年目と、2年目を問わず共通しているのは、家計の引き締めという現実。しかし、「外食」や「衣料・服飾雑貨など」への出費を引き締める一方で、「旅行」や「ガーデニング」といった趣味の領域は引き締めたくないという、“譲れない砦”とも言うべき抵抗にも似た思いがうかがえます。

また、趣味に関して、定年前と後とで、微妙に変化が見られます。定年後に減ったのは、「競馬・パチンコなど」「ゴルフ」「アウトドアスポーツ(登山・釣りなど)

「テニス」だけでした。「食べ歩き」と「スポーツ観戦」については、ほぼ変わらず。逆に、定年後に増えたという趣味は、「旅行(国内・海外)」「パソコン」「映画・演劇鑑賞」「ドライブ・車・バイク」「ガーデニング」などが挙がりました。なかでも、国内・海外を問わず「旅行」は、“定年記念”の定番として人気が高く、団塊世代の趣味の王様として君臨しているといえます。

また、定年前と比べて増加幅が最も大きかった定年後の趣味は、「家庭菜園や農作業」。次いで意外にも(?)「パソコン」で、共に2ケタポイントの増加でした。

定年前にいくらかかじったことがある趣味を、定年を機にじっくり腰を据えて再開しようという人も少なくないようです。そのトップもやはり断トツで「家庭菜園や農作業」でした。定年前には限られていた時間をたっぷり使って、思う存分にできる喜びを満喫しているのでしょうか。

「鍵」の未来

毎日のようにお世話になる鍵。鍵は、自分の身や財産を守るために生まれた道具です。古代エジプトの壁画にも描かれ、すでに鍵が使われていたと推察できるそうです。

中世になると、鍵は権力と地位の象徴となりました。頑丈な鍵を持つということは、それだけ守るべき財産があるということなのでしょう。大きくて強いものが好まれ、権力者は美しさや模様までも競っていました。

現在では、防犯上の戸締り以外にも使う鍵がいくつもあります。銀行のATMやパソコン上で使う暗証番号なども一種の「鍵」といえます。

指紋や手のひら、瞳が鍵となる生体認証技術の実用化もスタートしています。金属製で大型の時代を経て、カード型にまで小さく軽くなった鍵の究極は「あなた自身」かもしれません。

省エネラベリング制度

環境問題がクローズアップされる時代の上手な家電購入は、やはり「省エネ」。地球にやさしいだけでなく、家計にやさしいのも特長です。家電の省エネ情報を提供する「省エネラベリング制度」です。その製品が国の省エネ基準をクリアしているかを製品本体にラベルで表示するもので、二〇〇八年八月、日本工

業規格(JIS)により導入され、現在エアコン、テレビ、蛍光灯器具など一六品目が対象になっています。また、冷蔵庫やエアコン、テレビの売り場で星マークを見かけた方もいらつしやるのではないのでしょうか。これは「統一省エネラベル」といって、星の数で省エネ性能がひと目でわかるシステム。機種ごとの省エネ度を簡単に比較できるようになっています。